

後期高齢者医療

医療費の一部負担の区分は？

世帯の所得に応じて、次のとおりとなります。

一般の方	1割
以下の「現役並み所得のある方」、「区分」、「区分」に該当しない方	
現役並み所得のある方	3割
同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者の方がいる世帯の方をいいます。	
区分	1割
市町村民税非課税世帯で、区分に該当しない方	
区分	
世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方。または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方。	

入院したときの食事代は？

入院したときの食事にかかる費用のうち、決められた金額までは自己負担になります。

入院の自己負担食事代（食事療養標準負担額）

負担区分	食事代（1食につき）	
一般および現役並み所得のある方	260円	
区分	入院 90 日まで	210円
	入院 91 日以上	160円
区分	100円	

直近の12カ月間で、区分の認定を受けている期間の入院日数

窓口負担が高額になったときは？

窓口での医療費の自己負担が下表の自己負担限度額を超えたときは、申請により高額療養費として差額を支給します。申請の手続きが必要な方には別途お知らせします。（ただし、2回目以降の申請の手続きは不要です。）

自己負担限度額（月額）

負担区分	自己負担限度額	
	個人の限度額（外来のみ）	世帯の限度額（外来 + 入院）
現役並み所得のある方	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
区分	8,000円	24,600円
区分		15,000円

負担区分が現役並み所得のある方で、過去1年間に、世帯の限度額を超えて高額療養費に3回以上該当している場合、4回目から世帯の限度額が44,400円となります。

- 75歳になったことにより資格を取得された方（毎月1日生まれの方を除く）は、75歳の誕生月は自己負担限度額が半額になります。

高額療養費の計算方法

まず、個人の外来の1カ月の自己負担額を計算します。

- 計算した額が前項の表の個人の限度額（外来のみ）を超えた場合、超えた分が後から支給されます。



次に、入院分を含めた世帯の1カ月の自己負担額（で支給される額を除く）を計算します。

- 計算した額が前項の表の世帯の限度額（外来 + 入院）を超えた場合、超えた分が後から支給されます。
- 高額療養費は、暦月（月の1日から末日まで）ごとに計算します。
- 入院したときに、医療費の自己負担額以外に負担する食事代や差額ベッド代などは高額療養費の対象外になります。

広域連合が行うこと 保険料の決定 医療の給付 保険証の発行 制度に関する広報	市町村が行うこと 保険料の徴収 保険証などの引渡し 各種申請や届出の受付 制度に関する広報および窓口相談
--	--

問い合わせ先 保険課医療年金係 ☎(48)111(内 215・257)